

金銭管理 サービス

《 利用対象者 》

身体障がい、知的障がい、精神障がい、軽度認知症等により自分で
金銭管理を適切に行うことが困難な方。
※契約を締結する判断能力がある方

《 内 容 》

通帳等の預かり、預貯金の払い戻し、入金手続き
各種支払いの代行。

《 利 用 料 》

1回 300円



《 サービス実施日・時間 》

(月)～(金) (祝日、12月29日～1月3日は除く)
午前8:30～午後5:30

《 ご利用方法 》

- ①利用契約の締結。金融機関へ取引代行届の提出
- ②サービス計画の作成
どのように金銭管理サービスを進めるか計画をたてます。
- ③預貯金払い戻し等必要になったら社会福祉協議会へご連絡ください。
- ④預貯金払い出し、支払いの代行。利用者により確認
- ④利用料の支払い。 1回300円

《 その他 》

- ①運営監視委員会で定期的に監査を受けて適正な運営を監視しています。
- ②社会福祉協議会で損害賠償保険に加入しています。

(お問い合わせ)

中川村社会福祉協議会 事務局
電話 88-3552